

2014年4月19日、20日
第2回労働運動研究討論集会提出

「格差と貧困・戦争への道」と闘う「協力と共同」を！（案）

はじめに

いま、安倍政権は、格差を拡大し、貧困を増大させるとともに、集団的自衛権の合憲化を図り、戦争ができる国づくりに邁進しています。そして国家に従う国民をつくるために教育改革をおこない、報道統制をおこない、監視・管理社会をつくり上げようとしています。このような国民主権、基本的人権をないがしろにする強権的な安倍政権の手法に多くの反発も湧き上がっています。

安倍政権を打倒しない限り、平和で民主的な日本社会を実現することはできません。安倍政権を打倒するために、どのようなたたかいをしなければならないのか、多くの人々との協力・共同をどのようにつくり上げていくのか、労働運動にも深刻に問われています。労働運動の存在をかけたたたかいを共に追求・実践していきましょう。

I 第2回集会の準備経過

- (1) 昨年4月20日、21日、「正規・非正規労働者の団結で、原発も貧困もない平和な社会を切り開こう」をスローガンに第1回労働運動研究討論集会を開催しました。集会には、133名が参加しました。その内訳は、ナショナルセンターの枠を超えた16単産、地域ユニオン10組合、都道府県別では18都府県でした。
- (2) 第1回集会では、ここ20～30年間、世界を覆ってきた新自由主義の破綻がリーマンショックによって明らかになったにもかかわらず、先進資本主義国は新自由主義を続けざるをえないでいること、日本においては非正規労働者が4割近くに達し、労働者の格差が拡大し、貧困が増大していること、このような状況において労働基本権を基礎にたたかう労働運動をつくりあげる必要があること、しかし、日本ではたたかわない労働運動が当たり前のように存在し、たたかいが継承されていない危機的な状況にあることなどを問題提起してきました。
- (3) その後、拡大呼びかけ人会議（拡大実行委員会）を開催し、日本の労働運動を強くしていくためにもこのような集会を引き続き開催することが必要であると確認しました。総括議論では、一部参加者から「参議院選挙への方針がなかった」「労働運動の新しい組織づくりが提起されなかった」などの不満があったことも報告されまし

たが、「ナショナルセンターを超えて労組活動家が一同に集まったことに意味がある」「労働運動の危機感を共有できた」などと評価する意見が出されました。また、「高齢男性が多く、女性、若者が少ない」という的確な指摘もありました。克服しなければならない課題と認識しつつ、当面、労働運動を強化することを軸に地域、産別のたたかいとその繋がりを固めることを先行させることにしました。

- (4) 呼びかけ人は、5回にわたる拡大実行委員会を開催し、自民党が圧勝した7月参議院選挙後の情勢について、あるいは春闘情勢について意見交換をおこない、合宿を行って相互の理解と懇親を深めてきました。そして、安倍政権と対決する労働運動を職場、地域からつくりあげ、たたかう労組活動家のネットワークを広げようと第2回集会の準備をすすめてきました。

II 私たちを取り巻く情勢

1 盤石でない安倍政権の基盤

- (1) 昨年7月の参議院選挙で自民党が大勝し、1強支配体制が出来上がりました。民主党は、野党第1党の座を保ちましたが、大きく議席を減らし、維新、みんなは、大きく躍進はしませんでした。一定の勢力として国会内の地位を確保しました。共産党は議席を伸ばしましたが、社民、生活、みどりの風は、極小政党となりました。
- (2) 戦後の政治体制を図式化してみると、55年体制＝自民党と社会党による保守・革新2大政党（その中間で批判票、浮動票が動く）、94年体制＝日本新党の細川代表を首班とする連立政権が成立し、自民党の保守1党支配が揺らぎ、保守2大政党論が浮上、09年体制＝政権交代の実現、13年体制＝対抗する野党が存在しない保守1党支配体制が実現し、自公政権の右からの補完勢力として維新、みんなが存在する状況です。
- (3) 自民党の勝因は、国民の景気回復・アベノミクスへの期待、民主党への不信、IT利用を含めた巧妙な選挙戦術などが挙げられます。野党がおこなった自民党批判は、アベノミクスの政策的な危惧の表明であり、路線的対決軸を提起し、新自由主義路線に変わる目指すべき社会像を示すたたかいにはなりません。
- (4) 投票率は52.61%と史上3番目の低さでした。自民党は1人区で35%の得票率で54%の議席率を獲得したのです。比例区の獲得票は、民主党に破れた2009年総選挙の1881万票を下回る1846万票であり、絶対得票率は衆議院で17%、参議院で18%でしかありません。安倍政権の基盤は、決して盤石なものではありません。

2 孤立する安倍外交

- (1) 世界経済は、リーマンショックからほぼ回復した状況になりましたが、成長の勢い

は低調です。中国をはじめとする新興国が景気循環のピークが終わり減速しつつあること、最近堅調であったアメリカ経済がその勢いを失うだろうと言われているからです。アメリカ連邦準備理事会（FRB）は、量的金融緩和措置の縮小を打ち出していますが、その実行は新興国からのマネーの移動を招き、株価の暴落など世界経済に大きな影響を与えるため、慎重にならざるを得ず、バブル政策を続けざるをえない状況です。

- (2) 3年前の「アラブの春」による民主化は、エジプトで軍事政権が復帰するなど、足踏み状態です。シリアでは、内戦が続いており、アメリカは「化学兵器使用」を口実に軍事介入しようとしたが、欧米民衆の反戦気運に押されて支持をとりつけることができませんでした。アメリカの力の衰退を示すものでした。また、ウクライナでは、昨年秋からの反政府運動の高まりによって今年2月にヤヌコビッチ政権が崩壊し、親EU路線のトゥルチノフが大統領代行に就任しましたが、クリミア自治区は住民投票を実施しロシアが編入を宣言しました。欧米とロシアの関係は、冷戦時代以来、最悪の緊張の高まりになっています。
- (3) アジアは、世界経済の中心地として成長を続けています。そのような中で、安倍首相は靖国神社に参拝し、中国、韓国の反発を招くとともに、アメリカからも失望したと言われています。日米関係は不信感が漂っており、中国、韓国との関係では貿易にも影響が出てきています。

3 暴走する安倍政権

- (1) 参議院選挙までは景気回復策を中心に「安全運転」と言われていた安倍政権は、参議院選挙を経て、一挙に「暴走運転」を始めました。民主党政権時代の「決められない政治」から一転して、安倍が「好き勝手に決める政治」になりました。安倍政権は、「戦争のできる国づくり」「世界で一番企業が活動しやすい国づくり」そして「税と社会保障の一体改革」による国家財政の再建に突きすすんでいます。
- (2) 戦争のできる国づくり
 - ① 参議院選挙で、自民、公明、維新、みんなを合わせて憲法96条改憲に必要な3分の2の勢力を確保しましたが、公明党が消極的なため、明文改憲ではなく、解釈改憲による実質的な改憲をめざしています。
 - ② その第1歩が、昨秋の臨時国会で成立した国家安全保障会議設置法と特定秘密保護法です。国家安全保障会議は日本版NSCと言われ、いわば戦争時の司令塔です。特定秘密保護法は、何が秘密かわからない、秘密を漏らしたものには罰則が科せられるもので、国民の知る権利、取材の自由、表現の自由を制限するものです。秘密に携わる公務員に適正評価といわれる身上調査が行われます。犯罪歴、経済状況、家族・交友関係などを調べるものです。すでに防衛産業（民間企業）で兵器等の生産に携わる者は、同様の身上調査が行われています。特定秘密保護法は、公務員だ

けでなく、民間労働者、一般国民に関わる法律です。

- ③ 国家安全保障会議が、昨年12月、外交と防衛の指針をはじめて一本化した日本初の国家安全保障戦略は、「国際協調主義にもとづく積極的平和主義」を掲げています。集団的自衛権を行使して武力による平和を達成しようとするものです。そして国家と郷土を愛する心を養おうとしています。中期防衛力整備計画は、オスプレイ購入をはじめとする装備の拡充を図るとともに、水陸機動団を新設して離島を防衛するなど総合的防衛機動力の整備を重視しています。そして、民間企業に予備自衛官を配備し、有事における民間の動員体制を整備しようとしています。
 - ④ 安倍政権は、歴代政権が集団的自衛権の行使は憲法第9条に反するもので違憲であるとしていた見解を修正し、「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」がこの4月に提出を予定している報告を踏まえ、今国会期間中に合憲であるとする閣議決定を行うことにしています。それに伴い国家安全保障基本法案を国会に提出し、秋の臨時国会では、自衛隊法や武力攻撃事態法、周辺事態法など関連法案の整備を予定しています。
 - ⑤ 私たちは、自民党の党是が日本国憲法の改正であることを忘れてはなりません。天皇を元首とし、自衛隊を国防軍にし、個人よりも家族を優先し、公益及び公の秩序の反してはならないなどと改正しようとしています。まさに、安倍政権は、「戦後レジームからの脱却」として、日本国憲法の戦争放棄、基本的人権、国民主権の基本原則を否定し、いまや民主主義から国家主義へと国の形を変えようとしています。日本国憲法を事実上停止させる、ナチスと同様の手口です。
- (3) 世界で一番企業が活動しやすい国づくり
- ① 昨秋の臨時国会では、産業競争力強化法と国家戦略特別区域法が成立しました。産業競争力強化法は、企業に対する税制の優遇を図るものです。企業実証特例制度(企業特区)制度が盛り込まれ、企業単位の規制緩和が行われようとしています。また、国家戦略特別区域法は、今までの特区法と異なり地方自治体だけでなく民間企業も申請者となり、国、地域、民間企業が一体となって法の規制を緩和して、いわば治外法権地域をつくって活動するものです。都市再生・まちづくり、医療、雇用、教育、農業など分野での実施が予定されています。
 - ② 労働分野の規制緩和については、特区との関連で「解雇特区」などと話題になりましたが、厚生労働省も「雇用は特区になじまない」との見解を示しました。産業競争力強化会議などでは労働分野を「岩盤規制」と呼び、その規制緩和を目論んでいます。労働者派遣法を改正して、今まで臨時的・一時的な労働であった派遣労働者を常態的に使えるようにしようとする労働者派遣法の改正案(正社員ゼロ法案)が今国会に上程されています。続いて、日本版裁量労働制と言われるホワイトカラーエグゼンプション(残業代ゼロ法案)、解雇規制を緩和して解雇の金銭解決(会社のためにならない労働者の解雇法案)の制定を行おうとしています。

- ③ これらの労働者使い捨て政策は、「失業なき労働力移動」という安倍政権の政策によるものです。雇用調整助成金を大幅に削減し、新しく労働者を雇用した企業に助成金を支払うようにするもので、雇用保険法制定以来の企業内で失業者を抱える政策をやめ、積極的に産業間移動を図るという雇用政策への転換です。かつてのように失業した労働者に手厚い職業訓練をするものでもなく、移動に伴う住宅の保障もありません。無権利・低賃金の労働者を大量に作り出し流動化させるもので、労働者間の格差を拡大するものです。
- ④ さらにT P P（環太平洋経済連携協定）に参加し、国内の農業、医療、保険などの分野を破壊させながら、多国籍企業の利益を図る政策を展開しています。

（４） 税と社会保障の一体改革

- ① 臨時国会で強行採決された法案に社会保障制度改革推進法案と生活保護法改正案があります。生活保護法改正案は、生活保護費を平均10%ほど減額し、680億円を削減するものです。また、社会保障制度改革推進法は、医療、介護、年金などの負担増、支給減をすすめるようとするのです。その基本的考え方は「公助は自助・共助を補完する」という位置づけです。これは憲法第25条「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」に反する考え方です。
- ② 過去最大の96兆円の平成26年度予算は、「家計に厳しく企業に甘い」と言われるように、国民に負担を強いる、企業に支援策を施す大判振る舞いの予算です。増加を続ける社会保障費のほか、公共事業の大幅な伸び、防衛費の伸びが特徴です。
- ③ 国家財政を立て直すために「税と社会保障の一体的改革」をすすめることになったわけですが、税制改革の柱は消費税の引き上げでした。消費税は、社会保障の充実のために使うとされましたが、どこまで充実が図られたのでしょうか。消費税増税による国費収入は年間約5兆円ですが、そのうち平成26年度の社会保障費に使われるのは約5000億円です。政府は5兆円の景気対策をおこない、さらなる法人税の引き下げを行おうとしています。結果的に見ると、大胆な金融緩和、機動的な財政支出により、国家財政の借金は増え続け、1000兆円を上回るようになりました。アベノミクスは、将来の世代にツケを残しながら、現在の繁栄を夢見る政策です。

（５） 原発推進のエネルギー政策

- ① 安倍内閣は、エネルギー基本計画を策定しようとしています。民主党時代の原発を2030年代までにゼロにするという政策から転換し、原発は重要なベースロード電源と位置づけ、安全性が確認された原発から再稼働をさせるとしています。現在、8電力10原発17基が再稼働にむけた申請をしています。さらに、核燃料サイクルの推進、原発輸出の促進、高レベル放射能廃棄物の最終処分地の選定などを明記しています。一方で、将来の原発比率や新增設については明記することを見送っています。

- ② 安倍政権は、昨年12月、東京電力福島第一原子力発電所の事故からの福島復興を加速する指針を閣議決定しました。全員帰還の方針を転換し、避難先での定住を積極的に支援、早期帰還者の賠償追加、個人線量の把握、東京電力の支援などが示されています。さらに、汚染水対策の強化、除染作業の最大3年延長、中間貯蔵施設を双葉町、大熊町、楡葉町に要請しました。
- ③ しかし、福島第一原子力発電所の現状は、原子炉に水をかけて爆発を抑えているだけの状態であり、放射能の放出は続いています。冷却に使用した水がタンクに満杯になり、汚染された地下水が海に流れ出ています。事故後3年間に働いた約3万人のうち、約半数が5ミリシーベルト超えの被曝をしています。
- ④ 東日本大震災による避難民は、現在でも27万人、そのうち原発事故による避難民は14万人です。震災関連死は、今年1月末現在で、岩手、宮城、福島の3県で2,973人となり、特に福島県では震災直接死の1,607人を上回る1,671人になりました。被災地域住民の生存権が保障され、街づくりが図られ、生活を取り戻すための重要な時期を迎えています。

4 14 春闘の状況

- (1) 安倍首相は、政労使会談を呼びかけ、財界に賃金の引き上げを要請しました。確かに経済の好循環を果たし「デフレからの脱却」を図るためには、労働者の賃金を引き上げることが重要です。安倍首相は、賃金を2%以上引き上げた企業の法人税の引き下げを行うとしています。また、災害復興法人税の前倒し廃止をおこない、8000億円を賃金引き上げ原資に使うようにもしています。しかし、賃金の2%は大企業では定期昇給分に相当します、中小企業には定期昇給制がないところが多く、法人税をまともに払っている企業は3割程度と言われます。それでは、法人税引き下げの効果がないと思ったのか、賃金引き上げを行なった中小企業には融資を行うと言うようになりました。
- (2) 安倍首相は、財界に賃上げを要請するのではなく、自らの判断で賃金引き上げを行うことができることをすべきです。それは、最低賃金を引き上げることです。民主党政権時に最低賃金を1000円に引き上げることは政策目標として合意されていることから、前倒し実施すればよいことです。もうひとつ、国家公務員の賃金を引き上げることです。国家公務員の賃金7.8%引き下げは実施しない、地方公務員の賃金引き下げも強要しないと表明しました。これは賃上げゼロのことです。国家公務員の基本給を引き下げて手当で調整することも行われていますが、地方公務院では基本給が引き下げられたままになっているところもあります。地方公務員の賃金水準は、地場の中小企業労働者の賃金の目安になるものです。安倍政権は、2016年までに公務員の定年を65歳まで延長すると発表しましたが、その一方で、公務員の給与体系の変更、60歳以降の賃金引き下げが懸念されています。

- (3) 安倍政権は、2013年度の公共工事設計労務単価を前年度比15.1%引き上げ全職種平均15,175円にし、2014年度(2014年2月から適用)はさらに7.1%引き上げて16,190円にしました。2年間で23.2%(被災3県では31.2%)という大幅引き上げです。この労務単価は、国、地方自治体、独立行政法人が発注する工事に適用されるものです。しかし、この労務単価が、現場で働く労働者の賃金に反映されているのでしょうか。放射能除染労働者は、相変わらず、地域最賃プラス危険手当1万円です。労務単価の引き上げがゼネコンを潤すだけに終わらせてはなりません。今まで成立した公契約条例では、下請け労務単価を規制するものもありますが、確実に実施されているかチェックする仕組みがある公契約条例は確立していません。地域の労働者の賃金確保のためには、そのような公契約条例制定が必要です。規制緩和政策のもとで価格競争を煽る競争入札が広く行われるようになりました。
- (4) 安倍政権の労働政策を見ると、大企業労働者、中小企業のベンチャー企業を優遇する一方、中小企業を淘汰し、非正規労働者の流動化を図ろうとするもので、格差拡大、貧困増大の政策にほかなりません。春闘では、最低賃金の引き上げ、労働者全体の労働条件引き上げ、公契約条例の制定などを図るため、中小企業労働者、公務労働者、非正規労働者の連帯した取り組みが求められています。
- (5) 連合は5年ぶりに1%以上のベースアップ要求を掲げ、日本経団連も賃上げ容認姿勢を示したと言われました。しかし、経営労働政策委員会報告は、総額人件費管理の徹底を謳い、賃上げとは年収ベースでみた報酬の引き上げのことに記してベースアップを牽制し、国際競争の中でわが国企業の人件費は高水準であると述べるなど、賃金に対する今までどおりの姿勢を貫いています。
- (6) 3月12日には、主要企業の集中回答があり、自動車や電機をはじめとしてベースアップや一時金の満額回答が相次ぎ、最近のベアゼロ春闘から様変わりを見せました。トヨタはベースアップ2,700円、定期昇給分と合わせて1万円の賃上げとなり、一時金は年244万円でした。消費税率の引き上げ3%やインフレを考慮すれば主要企業の賃上げは決して十分なものではありません。中小企業労働者や非正規労働者の賃金引き上げ実現が、安倍政権の言う「経済の好循環」に結びつく課題ですが、大手企業の下請単価引き下げ要求は続いており、流通業の回答状況をみると、一部で非正規労働者の賃金引き上げがあったものの、ほとんどは正規労働者の賃金引き上げであり、格差は拡大しているといわざるを得ません。
- (7) 今までスト設定していた労働組合が今年からスト設定を止めるなど、「官制春闘」と揶揄されるなか、労働組合の弱体化、体制内化が一層すすみました。政策闘争を重視する連合の取り組みが、民主党政権崩壊以降、安倍政権に擦り寄る傾向を加速しています。

Ⅲ 私たちの取り組み

1 労働者の尊厳を取り戻し、すべての労働者のための運動を

- (1) 私たちは、新自由主義にもとづく規制緩和に反対し、格差と貧困をなくし、原発のない平和な社会の建設のために努力していかなければなりません。就労にあたって人権が保障されず、差別がまかりとおる状況に対して、労働者の尊厳を取り戻すことです。ディーセントワークの確立、ライフ・ワーク・バランス（子育てが可能な働き方）の確立が重要です。日本国憲法の条文で言えば、第9条の戦争放棄、戦力不保持、交戦権の否定のみならず、第13条の個人の尊重すなわち生命、自由、幸福追求の権利、第18条の奴隷的拘束及び苦役からの自由、第25条の国民の生存権、国の社会保障の義務などの条文をかみしめ、人間として働き、生きる権利を前面に掲げるべきです。そして、第28条の勤労者の団結権、交渉権、団体行動権を行使したたたかいに決起すべきです。職場で憲法を実現するたたかいが、いまほど望まれているときはありません。
- (2) いま、望まない雇用形態で働いている人や貧困に苦しんでいる人は、自らの責任でそうなったと思い込んでいます。20年ほど前のバブルが弾け、就職氷河期以降に社会人になった人は、経済成長を実感したことがなく、生活を維持することに必死であり、労働組合や賃上げなどは別世界の話と思っています。いや、労働組合は自分達を踏み台にしたものと、敵対物を眺めるように反発の眼差しで見えています。労働運動は、すべての労働者のためにあることを示す必要があります。
- (3) そのためには、産別自決で春闘をたたかうのではなく、全労働者の課題を前面に掲げて、労働者の連帯と統一したたたかいを重視することです。そのことをコーディネートできるセンター的役割を形成できるように、たたかう気力を失いかげそうになる労働者、労働組合を力づけ、支えていくことができるように、いま、協力と共同が求められています。
- (4) 最低賃金の引き上げ、公契約条例の制定、労働基準法の遵守、賃金・労働条件における格差の解消、健康で文化的な生活ができる労働時間制の確立、労働安全衛生の確立、非正規労働者の集団的労使関係の確立、均等待遇の実現、外国人労働者の権利確立、反貧困のたたかいと貧困から脱却する職業訓練や税と社会保障の確立など、職場において、地域において、そして社会的に取り組まなければならない課題は山積しています。これらの課題について、労働者、労働組合をサポートする組織と運動づくりが必要です。

2 安倍政権と対決する運動づくり

- (1) 連合は、消費税引き上げに賛成し、TPP交渉参加に賛成し、原発推進の立場です。

特定秘密保護法に危惧は表明したものの、明確に反対を表明していません。いま、労働組合が先頭に立って、安倍政権の暴走を阻止する大衆運動を展開しなければなりません。安倍政権が、国民を無視しておしすすめている政策に対する反対運動も盛り上がっています。

- (2) 昨年の特定秘密保護法反対闘争は、短期間にもかかわらず、大きく盛り上がりました。ジャーナリスト、作家、法曹界、文化人、科学者などからも反対の意見表明がなされ、国際的な組織からも懸念が表明されました。地方の自民党本部への抗議行動なども行われました。連合は反対運動を組織しませんでしたけど、自治労、日教組の取り組み、新聞労連を軸とした諸団体や労組の取り組み、北海道平和運動センターの国会前座り込みなど労働運動でも自発的な取り組みがありました。1万人を超える日比谷集会、国会前での取り組みは、「秘密保護法廃止へ」の運動につなげていかなければなりません。
- (3) さらに、集団的自衛権の行使を合憲とすることに、国家安全保障基本法の制定に反対し、憲法第9条の実質的停止状況になることを食い止めなければなりません。3月4日には、憲法9条を空文化し、集団的自衛権の行使を認め、戦争準備をすすめる秘密国家をつくることに反対して、大江健三郎、奥平康弘、倉本聰ら16人の学者・文化人を発起人として「戦争をさせない1000人委員会」が発足しました。幅広く呼びかけ人、賛同人を集め、各地で組織をつくり、大集会、1000万人署名など一大運動を展開することにしています。
- (4) 安倍政権は、昨年12月、年間3000億円の沖縄振興財源をエサに、仲井真知事に辺野古の基地建設を認めさせました。しかし、沖縄県議会は仲井真知事の辞任を求める決議を採択しました。また、名護市長選挙では、辺野古基地建設に反対する稲嶺市長が再選されました。沖縄県民は、地元の意向を無視した安倍政権に反発を強めるとともに、本土住民のあまりの無関心に失望しています。安倍政権は、辺野古水面の埋め立てに向け調査工事を始めるために公告を行い、工事を強行しようとしています。工事を阻止するたたかいに挑まなければなりません。
- (5) 東京電力福島第一原子力発電所の事故から3年を経過しました。3月8日には、福島県3か所で集会が開かれ、3月9日、15日には東京・日比谷で集会が開かれました。また、3月8日から15日までノー・ニュークス・ウィークとして、福島と東京を結ぶキャラバンが取り組まれました。さらに、9月23日には東京・代々木公園で10万人集会が開催されます。
- (6) 昨年10月に雇用共同アクション（正式名称は「安倍政権の雇用破壊政策に反対する共同アクション」、事務局はM I C）が全労連、全労協、その他労組により発足しました。提出される法案に個別に対応するのではなく、安倍政権の雇用破壊政策に全面的に対決する運動をめざしています。労働政策審議会の部会が開かれるたびに厚生労働省前で行動を展開しています。また、連合は労働者派遣法に反対する集会

を開催しました。連合、全労連、全労協、中立系の労働組合が一同に集まる集会在、12月13日、日本弁護士連合会の主催で開催されました。日弁連の力を借りなければ、労働者が統一して労働法制改悪に反対する統一集会在開けない現実を何とかしなければなりません、ナショナルセンターを超えた労働者の結集を大事にして運動を広げるとともに、非正規労働者の権利保障とは何か、たたかう側も政策的に議論を深めなければなりません。

- (7) 安倍政権の暴走に反撃をしていくために、これらの課題を別々の問題として捉えるのではなく、「戦後レジュームからの脱却」を図る安倍政権の新たな社会づくり、日本国憲法を改定し、国家主義にもとづく戦争動員社会への脱却として捉え、職場から労働者の権利を掲げながら、基本的人権と国民主権を回復し、原発のない平和な社会をつくっていかねばなりません。労働運動としてやれることは何かを探求し、社会と切り結ぶ運動をつくっていく必要があります。

IV 実行委員会の今度の取り組み

1 労働運動研究討論集会的開催

- (1) 労働運動研究討論集会的を毎年開催するようにします。
- (2) 討論集会后の呼びかけ人会議で総括を行い、次回集会的の実行委員会を立ち上げるようにし、呼びかけ人による実行委員会が次回討論集会的の準備をすすめます。
- (3) 開催時期、開催場所、運営方法等については、呼びかけ人会議＝実行委員会で検討します。

2 呼びかけ人の拡大と賛同人・賛同団体の募集

- (1) 労働運動研究討論集会的の呼びかけ人は、個人の資格で呼びかけ人となっています。討論集会的を充実していくために、趣旨に賛同する多くの人に呼びかけ人になってもらうようにします。
- (2) 呼びかけ人（実行委員会）の活動を財政的に支えるために、労働運動研究討論集会的の賛同人、賛同団体を広く募ります。賛同人は、年間1口2,000円（ワーキング・プアー免除あり）、賛同団体年間1口5,000円とします。
- (3) 賛同人、賛同団体に対してはメールマガジン「実行委員会ニュース」（仮称）を発行し、たたかひの情報を交換するようにします。
- (4) 労働運動研究討論集会的のホームページを作成し、私たちの活動を広く知らせるようにします。

以上